★ メイン情報 ★

■1）道路交通法 第 65 条 第 1 項と関連罰則

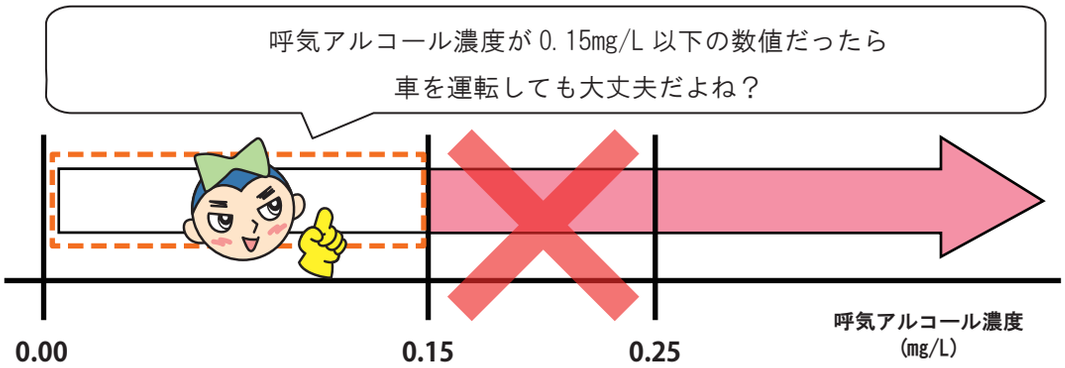

Answer.　絶対に運転をしてはいけません！

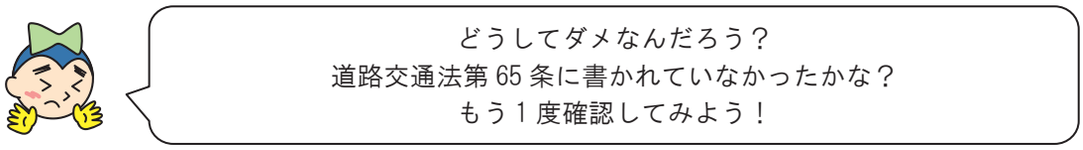

道路交通法　酒気帯び運転等の禁止

第六十五条　何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

二　何人も、酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、車両等を提供してはならない。

三　何人も、第一項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

四　何人も、車両（トロリーバス及び旅客自動車運送事業の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第百十七条の二の二第六号及び第百十七条の三の二第三号において同じ。）の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。

ここからは、道路交通法第 65 条の中で、全てに共通する第 1 項に注目し、確認していきます。第 1 項では、「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。」と記載されています。「0.15mg/L」などの具体的な数値に関係なく、酒気を帯びた状態で車両等を運転した場合、「道路交通法第 65 条 第 1 項違反」となります。

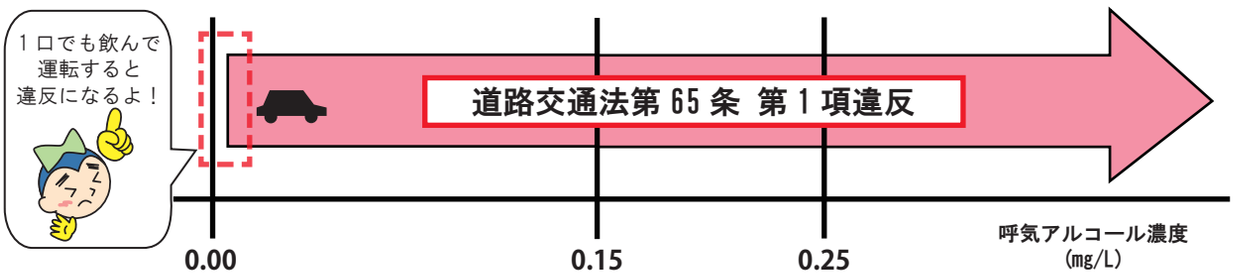

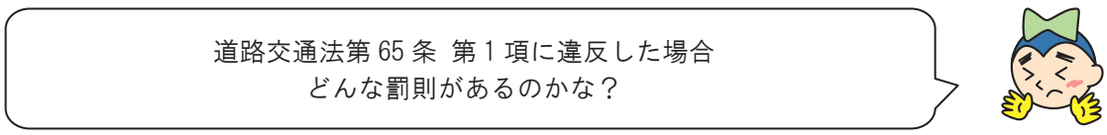

道路交通法第 65 条 第 1 項違反に関わる罰則

道路交通法第 65 条 第 1 項に違反すると、道路交通法で定められた「罰則」がある場合があります。

罰則　第一項については第百十七条の二第一号、第百十七条の二の二第三号

道路交通法　第百十七条の二

次の各号のいずれかに該当する者は、
五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一　第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔つた**状態**（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。以下同じ。）にあつたもの

酒酔い運転　※道路交通法施行令　備考 126 に記載

道路交通法　第百十七条の二の二

次の各号のいずれかに該当する者は、
三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

三　第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反して車両等（軽車両を除く。次号において同じ。）を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する**状態**にあつたもの

道路交通法第 117 条の 2 第 1 号で、「酒に酔つた状態」と書いてあるけれど、
一体どんな状態を指しているのかな？

「酒に酔つた状態」とは？

道路交通法第 117 条の 2 にて、「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」と記載されています。この状態を、「酒酔い運転」と呼びます。

「酒酔い運転」は、身体に保有するアルコールの程度と関係なく、警察官によって客観的に判断されます。判断には、「酒酔い・酒気帯び鑑識カード」等が用いられるようです。

「酒酔い・酒気帯び鑑識カード」
- 言語や態度の状況
- 歩行能力
- 直立能力
- 酒臭
- 顔色
- 目の状態　等

道路交通法第 117 条の 2 の 2 第 3 号で、
「政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態」と書いてあるけれど、
これはどんな状態を指しているのかな？

道路交通法施行令　第四十四条の三

法第百十七条の二の二第三号 の政令で定める身体に保有するアルコールの程度は、 血液一ミリリットルにつき〇・三ミリグラム又は**呼気一リットルにつき〇・一五ミリグラムとする。**

「政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態」とは？

道路交通法施行令第 44 条の 3 より、左記のように定められています。よく聞く呼気アルコール濃度「0.15mg/L」という数値は、この状態を指しています。

**罰則は、上記のようにドライバーの状態により、
「酒酔い運転」と「酒気帯び運転」の 2 つに分けられています。**

罰則には、「酒酔い運転」と「酒気帯び運転」があるんだね。
どんな違いがあるのか、少し詳しく見ていこう！

酒酔い運転

酒酔い運転とは、アルコールによって車両等を正常に運転することができないおそれがある状態で、運転した場合を指します。ここでは、アルコールの数値に関係なく、「客観的に見て正常に運転できるかどうか」で決まります。

道路交通法 第 117 条の 2
5 年以下の懲役 or 100 万円以下の罰金

酒気帯び運転

酒気帯び運転とは、呼気アルコール濃度「0.15mg/L」以上ある状態で、車や原動機付自転車を運転した場合のことを指します。「酒酔い運転」と違い、具体的な数値が決まっています。

道路交通法 第 117 条の 2 の 2　第 3 号
3 年以下の懲役 or 50 万円以下の罰金

ちなみに罰則以外にも、
それぞれ行政処分があるよ。

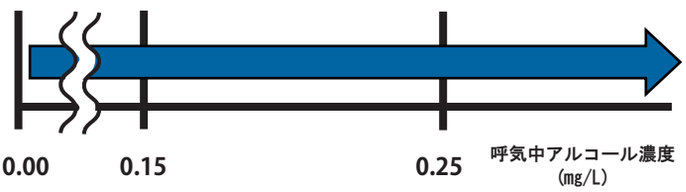

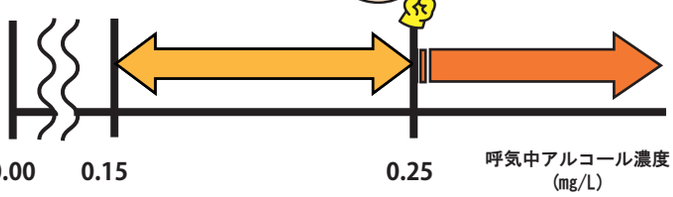

道路交通法施行令
違反点数：35 点
免許取消
欠格期間：3 年

道路交通法施行令
違反点数：13 点
免許停止
90 日

道路交通法施行令
違反点数：25 点
免許取消
欠格期間：3 年

警察官がドライバーの状態を見て判断するよ。

呼気アルコール濃度が
0.15mg/L 以上 0.25mg/L 未満の場合と、
0.25mg/L 以上の場合で行政処分が違うよ。

まとめるとこんな感じかな。

違反と罰則のイメージ図

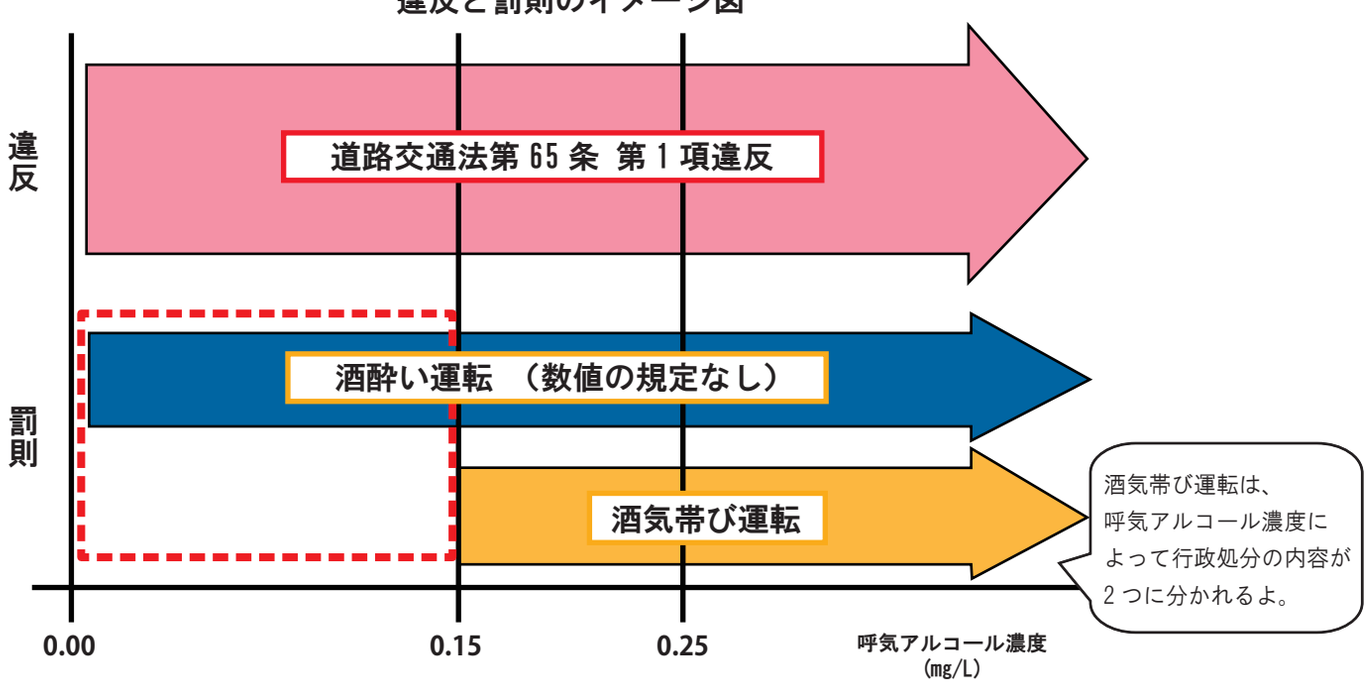

酒気帯び運転は、
呼気アルコール濃度に
よって行政処分の内容が
2 つに分かれるよ。

道路交通法第 65 条に関する Q & A

アルコール測定器で「0.07mg/L」などの数値が出ていたけれど、
「0.15mg/L」以下であれば車を運転しても良いかな？

Answer.

絶対にダメです！

少しでも酒気を帯びた状態で車両等を運転すると、その時点で道路交通法第 65 条 第 1 項違反となります。

※アルコール測定器でアルコールを検出した場合は、それが飲酒に由来するものなのか、直前の飲食等により口腔内のアルコール分に一時的に反応していたのかを切り分けるため、数値が出た場合はうがいをし、15 分以上空けてから測定をするようにしましょう。また、車両等を運転する場合は、必ず「0.00mg/L になってから」乗務するようにしましょう。

※飲食物等による反応については、「ZERO の助太刀」2016 年 11 月号をご覧ください。
URL：http://www.tokai-denshi.co.jp/app/usr/downloads/file/806_20161102160611_download_file.pdf

飲酒後、車の運転がダメでも、
自転車だったら乗っても大丈夫だよね？

Answer.

飲酒運転の禁止の「車両等」には自転車等の「軽車両」も含まれています！

道路交通法第 65 条の「車両等」には、「自転車」も含まれています。
更に、道路交通法第 117 条の 2 の 2 第 3 号（酒気帯び運転）で、軽車両は除かれているため、
罰則がある場合は「酒酔い運転」で処されます。
また、道路交通法施行令第 41 条の 3　第 13 項（危険行為）とみなされた場合、
道路交通法第 108 条の 3 の 4「自転車運転者講習の受講命令」を命じられる可能性があります。

車両等	車両	自動車：原動機を用い、かつレールまたは架線によらないで運転する車
		原動機付自転車
		軽車両：自転車、荷車、そり（人や動物に引かれるもの）等
		トロリーバス
	路面電車	

警察官による（危険防止の措置の）呼気検査を拒んだら、どうなるの？

Answer.

3 ヵ月以下の懲役、又は 50 万円以下の罰金を求められます。

道路交通法第 118 条の 2 より、警察官による検査を拒み、又は妨げた人は、3 ヵ月以下の懲役又は、50 万円以下の罰金に処されます。

飲酒運転は、
飲酒運転をした本人だけが悪いんだよね？

Answer.

飲酒運転をした人だけが悪いわけではありません！

道路交通法　酒気帯び運転等の禁止

第六十五条　何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

二　何人も、酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、車両等を提供してはならない。

三　何人も、第一項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

四　何人も、車両（トロリーバス及び旅客自動車運送事業の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第百十七条の二の二第六号及び第百十七条の三の二第三号において同じ。）の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。

道路交通法第65条に違反すると、飲酒運転をした運転者だけではなく、車両･酒類の提供者や、車両の同乗者にも、厳しい罰則があります。運転する可能性が有る人には飲酒を勧めたり、飲酒運転をさせないようにしましょう。

道路交通法第65条 第2～4項違反の罰則

ドライバーが酒酔い運転した場合

道路交通法		
違反	第2項違反 （車両等の提供者）	第3・4項違反 （酒類の提供者） （車両等の同乗者）
罰則	第117条の2	第117条の2の2
	5年以下の懲役 or 100万円以下の罰金	3年以下の懲役 or 50万円以下の罰金

ドライバーが酒気帯び運転した場合

道路交通法		
違反	第2項違反 （車両等の提供者）	第3・4項違反 （酒類の提供者） （車両等の同乗者）
罰則	第117条の2の2	第117条の3の2
	3年以下の懲役 or 50万円以下の罰金	2年以下の懲役 or 30万円以下の罰金

「少しくらいなら大丈夫」という考えではなく、
「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を徹底しましょう。

飲酒**ゼロ**で、
事故**ゼロ**を！

ZERO MARK

★　プチ情報　★

■1）社員実験シリーズ第 3 弾！
【アルコールの単位数 ×4 時間は本当？】

「ZERO の助太刀」2016 年 7 月号で、1 単位 4 時間が本当なのはわかったけれど、
飲む量が 2 倍に増えたら、アルコールの処理にかかる時間も 2 倍になるのかな？

実験条件

・お酒の種類： ハイボール（7%・350ml、700ml）
・飲酒時間：1 単位につき 10 分程
・飲酒後の測定間隔：10 分
・実験終了条件：0.000mg/L を 2 回連続で出すこと
※実験中の飲食は特別な理由がない限り禁止

今回は同一人物で比較をするために、当社社員：男性 1 名が左記条件のもと、1 単位（350ml）を飲酒した場合と、2 単位（700ml）を飲酒した場合の 2 回に分けて、飲酒実験を行いました。

※アルコールの 1 単位については、
「ZERO の助太刀」2016 年 7 月号をご覧ください。
http://www.tokai-denshi.co.jp/app/usr/downloads/file/792_20160708111258_download_file.pdf

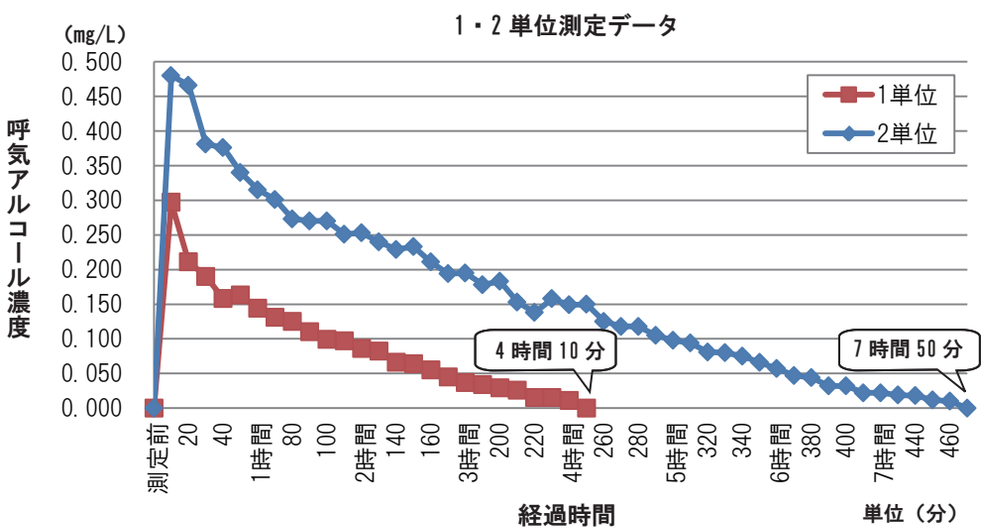

この男性は、1 単位では 4 時間 10 分、2 単位では 7 時間 50 分で呼気アルコール濃度が 0.000mg/L になりました。
単位数が 2 倍に増えると、アルコールの分解時間も約 2 倍になるという結果が出ました。

※実験で使用したアルコール測定器は、特別に通常測定範囲以下の数値まで表示されるものを使用しています。
製品としての出荷はしていません。

お酒は飲んだら飲んだ分だけ、
分解するのに時間がかかるんだね。気を付けよう。

※分解時間には個人差があり、その日の体調によっても影響されます。
その他、肝臓に疾患のある方は、通常のアルコール代謝機能を有する方と比べ、アルコール分解に倍以上の時間がかかる場合があります。

1 単位（目安）の例

ビール（5%）	日本酒（15%）	ウィスキー（43%）	ワイン（12%）	チューハイ（7%）	焼酎（25%）
500ml	180ml	60ml	200ml	350ml	100ml

東海電子株式会社　事務局
水野　井口
東京都立川市曙町 2-34-13
オリンピック第 3 ビル　203 号室
TEL：042-526-0905　　FAX：042-526-0906
http://www.tokai-denshi.co.jp/